

前橋市少額工事事務処理要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、少額工事（設計金額が130万円以下の工事及び修繕で、随意契約により請負契約を締結するものをいう。）の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(少額工事の分類)

第2条 少額工事は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり分類するものとする。

- (1) 設計金額が130万円以下の工事 小規模工事
- (2) 設計金額が80万円以下の工事及び修繕（次号に掲げるものを除く。）簡易工事
- (3) 市庁舎及び出先機関等の施設の修繕のうち、発注金額が20万円以下で、設計積算等の技術的見解を伴わない修繕 施設修繕

(少額工事の事務処理)

第3条 少額工事の事務処理は、別記に掲げる工事担当課が行うものとする。ただし、前条第1項(3)に掲げる施設修繕にあつては当該施設を管理する課（以下「施設管理課」という。）が行うものとする。

(抽出検査)

第4条 契約監理課長は、少額工事の抽出検査を行うことができる。

2 前項の抽出検査は、次の項目について行うものとする。

- (1) 工事関係書類等について
- (2) 契約締結請求兼業者選定伺について
- (3) 契約事務手続について
- (4) 工事完成後の事務手続について

第2章 小規模工事の事務処理

(業者選定)

第5条 工事担当課長は、小規模工事を発注しようとするときは、その性質及び内容等を勘案し、原則として、本市の建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者の中から2者以上を選定するものとする。ただし、特命性がある場合は、1者とすることができる。

(発注手続)

第6条 工事担当課長は、少額工事を施工しようとするときは、契約締結請求兼業者選定伺に、次に掲げる書類を添付の上起案し、所要の決裁を得なければならない。

(1) 特命随意契約理由書（選定業者が 1 者の場合）

(2) 科目一覧（2 つ以上の科目を設定した場合）

(3) 見積合わせ通知書

(4) 積算資料等（設計積算書、仕様書、図面、位置図等）

2 工事担当課長は、前項の規定により決裁を得たときは、前橋市契約規則第 16 条の規定により予定価格を作成した後、前条の規定により選定した者に見積合わせ通知書を送付し、見積書を徴するものとする。

3 工事担当課長は、前項の規定により見積書を徴したときは、当該見積書の内容を確認し、当該見積書を提出した者の中から適当と認める者を受注者として決定し、見積合わせ結果決定書を起案し、所要の決裁を得なければならない。

4 工事担当課長は、前項の規定により決裁を得たときは、受注者から工事請負請書を徴するものとする。この場合において、その者が免税事業者である場合は、併せて免税事業者届出書を徴するものとする。

（契約の変更）

第 7 条 契約内容に変更が生じたときは、契約変更締結請求決定書により起案し、所要の決裁を得なければならない。この場合においては、第 2 条に定める金額の範囲内で変更契約を締結することができる。

（監督及び検査）

第 8 条 工事担当課長は、小規模工事の適正な施工を確保するため、監督員及び検査員を命じ、工事の監督及び検査をそれらの者に行わせなければならない。

2 前項の検査は、受注者に工事完成通知書及び施工記録写真貼付書（様式第 1 号）を提出させた後に行うものとする。

3 検査員は、第 1 項の検査を完了したときは検査調書を作成し、市長に提出するとともに、受注者が検査に合格したときは、検査結果通知書により通知するものとする。

4 監督員は、受注者が検査に合格したときは、工事完成引渡書を提出させ、引渡しを受けるものとする。

第 3 章 簡易工事及び施設修繕の事務処理

（業者選定）

第 9 条 工事担当課長及び施設管理課長は、簡易工事又は施設修繕を発注しようとするときは、その性質及び内容等を勘案し、原則として、本市の発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者又は前橋市小規模修繕工事契約希望者登録事務取扱要領に基づく登録者の中から 1 者を選定するものとする。

（発注手続）

第 10 条 工事担当課長及び施設管理課長は、簡易工事又は施設修繕を施工しようとする

るときは、契約締結請求兼業者選定伺に、簡易工事は次に掲げるすべての書類を、施設修繕は(1)及び(3)の書類を添付の上起案し、所要の決裁を得なければならない。この場合においては、当該起案に掲げる「設計額」欄に記載した金額を予定価格に代えるものとする。

(1) 見積合わせ通知書

(2) 施工箇所図・図面（簡易工事のみ）

(3) 設計内訳明細書（様式第2号）（施設修繕は概算見積書等）

(4) 仕様書（簡易工事のみ）

2 工事担当課長及び施設管理課長は、前項の規定により決裁を得たときは、前条の規定により選定した者に見積合わせ通知書を送付し、その者から、工事担当課長は見積書を、施設管理課長は少額工事見積書（様式第4号）を徴するものとする。

3 工事担当課長及び施設管理課長は、前項の規定により見積書を徴したときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該見積書を提出した者を受注者として決定し、見積合わせ結果決定書を起案し、所要の決裁を得なければならない。

4 工事担当課長及び施設管理課長は、前項の規定により決裁を得たときは、受注者から工事請負請書を徴するものとする。この場合において、その者が免税事業者である場合は免税事業者届出書を徴するものとする。

5 前3項の規定による見積書及び請書の徴取は、契約金額が10万円以下の場合は、省略することができる。

（契約の変更）

第11条 契約内容に変更が生じたときは、契約変更締結請求決定書により起案し、所要の決裁を得なければならない。この場合においては、第2条に定める金額の範囲内で変更契約を締結することができる。

（監督及び検査）

第12条 工事担当課長及び施設管理課長は、簡易工事及び施設修繕の適正な施工を確保するため、監督員及び検査員を命じ、工事の監督及び検査をそれらの者に行わせなければならない。ただし、出先機関等の施設管理者が施設修繕を行うときは、当該施設の長を検査員とするものとする。

2 前項の検査は、受注者に少額工事完了届（様式第3号）及び施工記録写真貼付書（様式第1号）を提出させた後に行うものとする。

3 受注者が第1項の検査に合格したときは、同時に引渡しを受けたものとみなす。

第4章 雑則

第13条 この要領に定めるもののほか、少額工事の事務処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年４月３０日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年５月１７日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年１月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別記（第 3 条関係）

ごみ政策課 清掃施設課 農村整備課 都市計画課 市街地整備課 区画整理課
道路建設課 道路管理課 東部建設事務所 建築指導課 建築住宅課 公園緑地課
公園管理事務所 教育施設課

施工記録写真貼付書

受注者名
件 名

着 工 前

完 了

設 計 内 訳 明 細 書

工 種	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額(円)	摘 要
小 計						
諸 経 費						
価 格						
消費税及び地方 消 費 税 の 額						
合 計						

様式第3号（第12条関係）

決 裁			課	係	係	員

（報告） 次のとおり、工事完了届（簡易工事・施設修繕）が提出され検査を行った結果、
本少額工事は適正に施工されましたので、完了したことを報告いたします。㊞

	発注番号	
少 額 工 事 完 了 届		
年 月 日		
（宛先）前橋市長		
所 在 地 受注者 商号又は名称 代表者の氏名		
下記のとおり少額工事（簡易工事・施設修繕）が完了したので届け出ます。		
件 名		
履 行 場 所		
工 事 内 容		
請 負 代 金 額	円 円） （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	
履 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
完 了 年 月 日	年 月 日	
契 約 年 月 日	年 月 日	

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	（電話番号）
・担 当 者	（電話番号）

本書のとおり少額工事（簡易工事・施設修繕）完了届が提出されましたので、検査をしました。 また、検査の結果、適正に施工されたことを確認しましたので、引渡しを受けました。	
年 月 日	
検査員	㊞

少 額 工 事 見 積 書

年 月 日

（宛先）前橋市長

所 在 地
見積者 商号又は名称
代表者の氏名

次の少額工事（施設修繕）について、見積りいたします。

見積金額	円 円) (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
件 名	
履行場所	

工 事 内 訳 明 細 書

項 目	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額(円)	摘 要
小 計						
消費税及び地方 消 費 税 の 額						
合 計						

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	(電話番号)
・担 当 者	(電話番号)